

資料編

1 用語解説

本計画で「*」で記した用語の解説を掲載しています。

行	用語	説明	ページ
あ	預かり保育	保護者の子育て支援の一環として、教育課程に係る教育時間終了後に希望する在園児を預かり、保育すること。	33
	アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。	6、31
	生きる力	学校教育において、子どもたちに身に付けさせたい、「知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）」のバランスのとれた力の総称。	4、6、8、24、29、48、98、101
	インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。	10、47、48、50
	オープン参観日	授業をはじめとする普段の学校生活を保護者や地域住民に公開する取り組み。	55
か	外国語指導助手	小学校及び中学校において、英語教育や国際理解教育に関して、児童生徒に指導する外国人講師。	38
	外部指導者	中学校の部活動において、主に実技指導を補完し、顧問の教員と連携・協力する地域住民や保護者、学生等の指導者。	44
	学習支援カルテ	児童生徒のつまずきやその解決方法を記録し・整理したもの。	38
	学習指導要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準。	37、38、60
	学習・情報センター	学校図書館において、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する機能。	41
	学校ICT	コンピュータ室、普通教室及び特別教室等で活用する教育用コンピュータやタブレット端末等のハードウェア、パワーポイントやデジタル教科書等のソフトウェア、プロジェクタや印刷機等の周辺機器、インターネット環境等を指す。	60、61
	学校運営協議会	保護者や地域住民等から構成され、学校運営の基本方針を承認し、教育活動等について意見を述べ、地域とともにある学校づくりを推進する機関。本市では、平成29（2017）年4月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール*に移行した。	55、100

行	用語	説明	ページ
か	学校応援団	学校における学習活動、安全・安心確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	11、12、41、55、57
	学校図書館図書標準	学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定したもの。	60、61
	学校図書ボランティア	学校図書館の本の整理、補修、図書室内外の装飾、児童への読み聞かせ等を行うボランティア。	41
	学校評価	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び評価結果等を広く保護者等に公表していく制度。	11
	学校ファーム	児童生徒が農業体験活動を通して、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力*を身に付けるため、学校単位に設置する農園。	44
	学校保健委員会	各学校で、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表及び地域の保健関係機関の代表等により構成され、学校における健康課題を研究協議し、学校における健康教育を推進するための組織。	10、43
	家庭教育学級	保護者が子育てについて学んだり、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と話し合いながら、家庭教育のあり方について学ぶ場。	6、15、68、71
	キャリア教育	学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	8、39、47、48、101
	教育集会所	人権教育及び人権啓発の推進のため設置する集会施設。	13、66
	教育相談員	小・中学校において、市教育委員会及び校長の指示のもと、いじめ・不登校その他児童生徒がもつ悩みについて児童生徒や保護者の相談に応じるため配置された相談員。	48
	教育相談室	児童生徒や保護者を対象に各種相談を受けるために各学校に設置された相談室。	49
	教育に関する3つの達成目標	埼玉県で全児童生徒を対象に、各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な「学力」「規律ある態度」「体力」の3つの分野で取り組んでいるもの。	7
教職員評価システム	教職員が設定した目標の達成状況（実績）や職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢（行動プロセス）を総合的に評価する人事評価制度とその評価結果の活用までを含めた教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の健やかな成長を目指す総合的なシステム。	10、12、53、54	

行	用語	説明	ページ
か	久喜市学校給食審議会	学校給食の適正な運営について調査及び審議するために設置した附属機関。市民、PTA、学校の代表者等から組織される。	12
	久喜市学校図書館用図書更新に関する指標	学校図書館における図書資料の廃棄、選定、購入及び整備の指標を定めたもの。	61
	久喜市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、久喜市総合教育会議*において、市長と市教育委員会が協議・調整のうえ、市長が定める教育の目標や施策の基本的な方針。	2
	久喜市健康増進・食育推進計画	「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを基本に、すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指した健康づくりや食育推進の目標と、その実現のための方策を定めた計画。	43、44
	久喜市子ども読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な環境整備を進めるために策定した計画。	16、75、76
	久喜市生涯学習推進計画	生涯学習の推進について、その基本的な施策及び目標を明らかにし、計画的、体系的に推進するため策定する計画。	68、69
	久喜市総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市民の代表者であり、予算編成執行権及び議会への条例提案権を有する市長と、教育行政の執行機関である市教育委員会の連携を強化し、両者が教育政策の方向性を共有して事務を執行するため、市長主宰により設置される会議。	95、99
	久喜市総合振興計画	将来へ向けたまちづくりの指針として策定した市の最上位計画。	1、2、23
	久喜市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、本市の実情に即して作成した、災害対策全般にわたる基本的な計画。	51
	久喜市中学校部活動ガイドライン	市内中学校において、部活動を実施する際の、意義や運営、指導のあり方等について定めたもの。	43
	久喜市図書館サービス基本計画	図書館サービスの向上を総合的かつ効果的に推進するため、図書館のあり方や方向性を明らかにした計画。	16、75
	久喜市における学校給食基本方針	久喜市における学校給食の目指すべき方向、施設の基本的な整備方針等について示した方針	12、62
	久喜市美術展	文化芸術振興の発展を目的に、市民及び文化団体の成果発表の場の提供と鑑賞の機会として開催する美術展。	18、82
久喜市放射性物質の除染等の対応方針	市における放射性物質の除染等を実施する目安を示した方針。	57、58	

行	用語	説明	ページ
か	久喜市立小・中学校学区等審議会	市内小・中学校の適正な配置及び学区等について審議するために設置した附属機関。市民、PTA、学校の代表者等から組織される。	11、59
	久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	市内小・中学校の適正規模・適正配置の基準や学校統廃合等の検討の基準等を示した方針。	12、59
	久喜の子ども、5つの誓い	「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の実践を通して総合的な人間力の育成を目指すため、市独自に5つの誓いとして制定したもの。	7、9、40、42
	研究委嘱	今日的な教育課題に対応した研究課題を設定し、市教育委員会から委嘱を受けた研究委嘱校の研究成果等を全市で共有して、それを各校の取組みに生かす。	38、53
	構造体	柱、梁、床等の建物の主要な構造部。	11、104
	公民館運営委員	各公民館で実施する公民館事業の企画運営に参画し、地域に密着した事業を行う等、公民館の運営を支援する委員。	73
	高齢者大学	高齢者に対し、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的に市が開設した4年制の大学。	16、17、68、69、73、78、79
	子ども議会	子どもの視点から意見や提言を市政に反映させるとともに、疑似体験を通じて市政への親近感をもってもらうため実施する児童生徒を対象とした議会。	8
	子ども・子育て支援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、子どもの育ちや子育てを支援するため、平成27(2015)年4月からスタートした制度。	35
	子ども大学くき	市教育委員会、東京理科大学、久喜青年会議所が実行委員会を組織し開催。市内の小学生を対象に、大学や専門の先生が楽しく分かりやすい学びの機会を提供する。	15、68
コミュニティ・スクール	学校運営協議会*が設置された学校。本市では、平成29(2017)年4月から市内全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに移行した。	9、11、12、40、41、55、97	
さ	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県が小学4・5・6年生を対象に、国語、算数、中学1・2・3年生を対象に、国語、数学、英語について調査するもの。学習に対する興味関心等の状況を調べ、課題を明らかにして学習指導の改善を図る。	7、37、38、41、42、44
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心をはぐくむために、平成21(2009)年度に県が作成した道徳教育教材資料集。県内の公立小・中学校、高等学校の全児童生徒に配付し活用している。	7

行	用語	説明	ページ
さ	サポート手帳	主に発達障がいがあったり、発達が気になりだったりする子どもについて、乳幼児期から成人期に至るまで一貫して支援を受けたり、様々な生活場面で障がいの状況を適切に理解してもらったりするため、県が作成した記録手帳。	6、36、50
	支援籍学習	障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に学籍を置き、より適切な教育的支援を行う、埼玉県独自の制度。	50
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に創設された制度。	20、75、76、88
	児童発達支援施設	障がいのある児童を日々保護者の元から通わせ、保護するとともに、独立生活に必要な知識・技能を身に付けることを目的とする施設。	36
	指導要録	幼児や児童、生徒の学習及び健康の状況を記録した法的に規定する書類の原本。	31
	市民芸術祭	市内で活動する文化芸術団体が出演し、習得した文化芸術を発表する場と鑑賞する機会として開催する芸術祭。	18、82
	市民大学	生涯学習活動やボランティア活動を通じて、地域づくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人を育てることを目的に市が開設した2年制の大学。大学院(1年)を併設。	15、16、17、68、69、73、78
	社会体験チャレンジ事業	「キャリア教育*」の一環として、職場での体験活動を通して、多くの人々とふれあい、豊かな感性や社会性、自律心を養い、豊かに生きる力*をはぐくむことをねらいとした社会体験活動。	8、47、48
	社会に開かれた教育課程	よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会全体で共有し、保護者や地域と連携・協働しながら子どもたちを育てること。	9
	習熟度別指導	各教科等の授業において指導の効果を上げるため、学習内容の習熟度に応じて、学習集団を編成し直し指導する授業形態・方法。	38
	主体的・対話的で深い学び	学ぶことに自ら興味関心を持ち、他者との協働や対話等を手掛かりに自分の考えを広げ、習得・活用・探求活動を通して、学びを深めること。	9、37、38
	生涯学習研修大会(まなびすとフォーラム)	様々な生涯学習に取り組んでいる市民の方が一堂に会し、テーマを設定し、グループ討議、発表を行うもの。	69
生涯学習情報紙(まなびすと久喜)	生涯学習の情報を発信するための広報紙。	15、69、72	

行	用語	説明	ページ
さ	生涯学習人材バンク	生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を「人材バンク」に登録し、市民の皆さんが生涯学習を始めるときに情報提供をする仕組み。	15、17、68、69、78
	生涯学習推進大会(まなびすと久喜)	生涯学習推進大会のスローガンのもと、生涯学習にかかわる市民が学習成果の発表等を行うもの。	14、69
	小学校安全監視員	児童の安全確保を目的として、小学校への不審者の侵入を警戒するとともに、事故発生の際の迅速かつ適切な処置を行うため各小学校に配置する者。	11、57
	少人数指導	各教科等の授業において指導の効果を上げるため、子どもの実態や教科等の特性に応じた少人数の集団編成により学習指導を行う授業形態・方法。	38
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。アンチウィルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報が出漏れることを防ぐこと。	4、11、12、60、61
	情報モラル	情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	4、39
	人権感覚育成プログラム	児童生徒の人権感覚をはぐくむための体験活動や参加型体験型の活動を取り入れた人権教育の学習プログラム。	8、10、14、45、64
	人権教育教職員啓発資料「あおぞら」	教職員の人権意識をさらに高めるため、人権に関する学校の取組みや人権意識を高める資料を紹介するために発行する啓発資料。	45
	人権の世紀	21世紀は、世界各地において、地球規模での環境問題や経済格差の問題等も含めた人権に関する諸問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現が求められていることから、「人権の世紀」と言われている。	64
	人権文集「えがお」	市内小・中学校児童生徒の人権に関する優れた作文を編集し、毎年発行しているもの。	8、13、14、45、64
	新学校給食センター整備基本計画	新たな学校給食センターの整備にあたり、施設の設置場所、調理能力、設備等、基本的事項を定めた計画。	62
	新体カテスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施されている調査。	7、8、43
吹奏楽フェスティバル	埼玉県芸術文化祭地域文化事業として県との共催により開催。市内中学校、高等学校、社会人吹奏楽団等が出演。	18、82	
スクールガードリーダー	学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	57	

行	用語	説明	ページ
さ	スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者。いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員への助言・援助を行う者。	8、48
	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図る者。	8、47、48、49、50
	スタートカリキュラム	小学校に入学した児童が、円滑に小学校の生活や学習に適応していけるように編成した、第1学年入学当初のカリキュラム。	6
	スポーツ推進委員	市のスポーツ推進のため、市民に対してスポーツの事業に係る連絡調整、スポーツ実技の指導、その他スポーツ推進のための指導・助言を行う者。	21、90
	スポーツ推進計画	スポーツ基本法に基づき、市のスポーツを体系的・計画的に推進するために策定した計画。	22、25、43、44、89
	生徒指導推進委員会	児童生徒の健全育成を期するため、青少年の非行防止や補導等の生徒指導上の問題を解決することを目指す委員会。各小・中学校に設置されている。	8、41、49
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施している小学校6年生・中学校3年生を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。学力を問う問題だけでなく、児童生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。	7、38、41
	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツクラブ。	89、93
た	体力向上推進委員会	児童生徒の健全育成を期するため、児童生徒の体力の向上を推進することを目指した組織。	7、43
	中学生サミット	市内中学校11校の代表生徒が一堂に会し、自校の誇り、特徴ある活動等を紹介し合うことを通して、お互いのよさを認め合うとともに、久喜市の学校をさらによくするために自分たちができることについて話し合う場。隔年で実施。	8、48
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している個別の支援を必要としている児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、児童生徒一人ひとりの状況等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。	47、48、50
	適応指導教室	不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室。児童や生徒の在籍校と連携しながら、通級する児童生徒の自立を目指す。	8、47、49

行	用語	説明	ページ
た	出前講座	生涯学習に対する市民の積極的な取組みを促進するため、市職員の専門的な知識や技能を生かし、市民の主催する学習機会等に市の職員を派遣する制度。	17、20、68
	読書通帳	読書活動推進のため、書籍名、読了日、感想の記入欄を設けた読書記録帳のこと。本市では、平成27（2015）年5月から市内4図書館で統一した子ども用読書通帳の一斉配布を開始し、さらに大人用の読書通帳についても、利用者からのリクエストを受け、平成29（2017）年5月から希望者に対し市内4図書館で配布している。	16
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	6、8、50
な	ニュースポーツ	最近生まれたスポーツや既存のスポーツのルール等を簡略化し取り組みやすくしたスポーツ。	21
は	非構造部材	校舎や屋内運動場等の柱、梁、床等の主要な構造部ではなく、天井材や外壁（外装材）、設備機器（照明器具、バスケットゴール等）、備品等で、構造体*とは区分された部材等。	12、60
	非行防止教室	学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として行う教育活動。	50
	プログラミング教育	子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うよう指示できるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」等をはぐくむ教育。	39
	文化団体連合会	市内の各種文化団体相互の連携と文化芸術の普及・向上のために設立された団体。	18、81
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う事業。市では「ゆうゆうプラザ」の名称で実施している。	12、17、55、78、80、104
	放課後子ども総合プラン	全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、市教育委員会と福祉部局が連携し、一体型を中心とした放課後子ども教室*及び放課後児童クラブの計画的な整備を進める取組み。	80
	放射線副読本	文部科学省において、小学校・中学校・高等学校の各段階に応じて、放射線や放射性物質、放射能に関する指導の一助として、平成23（2011）年度に作成した冊子。	49

行	用語	説明	ページ
は	本多静六（ほんだせいろく）	久喜市出身の日本最初の林学博士。「日本の公園の父」とも呼ばれ、日本の造林学・造園学の基礎を築くとともに、日比谷公園、明治神宮の森をはじめ、大宮公園等、日本各地を代表する公園の設計に携わった。	19、40
ま	街かどコンサート	音楽文化の創造・発信・交流に取り組むとともに、市民が音楽の豊かさを、楽しさに触れながら、あわせて、市の魅力を発信する「音楽の街・久喜市」を目指し、開催されるコンサート。	82
	3つのめばえ	埼玉県の実業で、小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしいことを幼児期の特性である「生活」「他者のとの関係」「興味・関心」の視点から取りまとめたもの。	34
	民俗資料展示室	青葉小学校内の空き教室を利用して、平成27（2015）年度にリニューアルオープンした展示室。郷土資料館の別館として位置付けている。	19、87
や	薬物乱用防止教室	青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上のため、学校における薬物乱用防止教育を一層推進する取組み。	50
	ユニバーサルデザインの授業	特別な教育的支援を要する児童生徒を含め、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業。主な支援として、教室環境の整備、教員の話し方、板書や教材・教具の工夫等がある。	50
	幼稚園・小学校連絡会	幼稚園から小学校への滑らかな接続を図るため、幼稚園と小学校の教員との連絡会。	5、31
	幼稚園教育要領	全国で一定の教育水準を確保するために、文部科学大臣が公示した教育課程の基準。	32
	幼保一体化事業	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする施策。	35
	吉田家水塚（よしだけみつか）	栗橋宿に唯一残されていた商家の水塚を、平成23（2011）年度に栗橋文化会館敷地内に移築・復元したもの。塚の上の大蔵と向う蔵の内部を一部活用して、水塚や栗橋地域の歴史等の簡単な紹介も行っている。	19、86
ら	歴史文化基本構想	市内に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。	86
	レファレンス	参考業務という。市民等が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた際に、施設の職員が資料を検索・提供等のサービスを行うこと。	75、87

行	用語	説明	ページ
わ	鷲宮催馬楽神楽（わしのみやさいばらかぐら）	関東神楽の源流といわれる古式の形態を残す国指定重要無形民俗文化財で、本市の貴重な指定文化財の一つ。土師一流催馬楽神楽（はじいちりゅうさいばらかぐら）ともいう。	19、85
ABC	ICT	Information and communication technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略。情報コミュニケーション能力、情報通信技術と訳される。	3、7、11、12、37、38、39、75、76

2 久喜市教育振興基本計画策定委員会条例

平成24年3月23日

条例第7号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を調査審議するため、久喜市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、久喜市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市立幼稚園長及び小・中学校長
- (3) 社会教育団体の代表
- (4) 小・中学校PTAの代表
- (5) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の策定が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 久喜市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

(敬称略・選出区分ごとに50音順)

氏名	選出区分	
久保 たち子	第1号委員	公募による市民
萩原 征而		
板東 恵子		
平澤 香		
藤目 裕久		
内田 京子	第2号委員	市立幼稚園長及び小・中学校長
鎌田 充子		
○安田 公紀		
小山 康弘	第3号委員	社会教育団体の代表
富田 伯枝		
成田 寿々子		
荒井 靖光	第4号委員	小・中学校のPTAの代表
狩野 敬		
佐々木 伸世	第5号委員	学識経験を有する者
◎西崎 道喜		

任期：平成28（2016）年11月18日から基本計画の策定が終了するまで

4 計画策定経過

期 日	会 議 等 名	主 な 内 容
平成28年 (2016年) 11月18日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 計画策定の趣旨説明等
平成29年 (2017年) 1月31日	第2回 策定委員会	第2期久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子(案)について ・ 総論(案)について
3月28日	第3回 策定委員会	第2期久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の展開(案)について
5月18日	第4回 策定委員会	第2期久喜市教育振興基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総論(案)について ・ 施策の展開(案)について ・ 計画の推進について ・ 資料編について
5月23日	教育委員会平成29年 5月定例会	第2期久喜市教育振興基本計画(案)の 策定状況について
6月20日	第5回 策定委員会	第2期久喜市教育振興基本計画(案)に ついて
7月 8日 ～8月 6日	市民意見提出制度 (パブリックコメント)	
7月26日	教育委員会平成29年 7月定例会	第2期久喜市教育振興基本計画(案)の 策定状況について
8月28日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意見提出制度(パブリックコメン ト)について ・ 計画(案)について ・ 答申(案)について ・ 答申
9月26日	教育委員会平成29年 9月定例会	第2期久喜市教育振興基本計画(案)に ついて原案可決
12月20日	市議会平成29年11 月定例会	第2期久喜市教育振興基本計画につい て原案可決

5 アンケート調査概要

本計画の策定にあたり、児童生徒等の学習状況や生活状況、家庭や地域における教育など、さまざまな課題整理の基礎となるデータや意見を集約するため、アンケート調査を実施しました。調査概要は次のとおりです。

なお、アンケート調査の集計結果については、久喜市のホームページから見ることができます。

(1) 対象

- ・児童生徒：市立小学校 5 学年及び市立中学校 2 学年のうち各校 1 学級
- ・保護者：上記児童生徒の保護者及び市立幼稚園年長組の保護者
- ・教職員：市立小・中学校教職員及び市立幼稚園教職員

(2) 実施期間

平成28（2016）年9月1日～9月15日

(3) 回収状況

区 分	配布数	回収数	回収率 (%)
小・中学校児童生徒	1,048	1,037	99.0
小・中学校保護者	1,050	988	94.1
小・中学校教職員	722	683	94.6
幼稚園保護者	101	92	91.1
幼稚園教職員	11	11	100.0
計	2,932	2,811	95.9